

共通仕様書業務委託編〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕 新旧対照表

改正内容	新（平成27年8月1日）	旧（平成26年10月1日）
<p>〔Ⅰ〕 p11 測量業務共通仕様書 1. 測量業務共通仕様書 第12条 提出書類</p> <p>○申請期限の改正</p>	<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>1. 測量業務共通仕様書 第12条 提出書類</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後<u>速やかに</u>、登録内容の変更時は変更があった日から<u>速やかに</u>、完了時は業務完了後<u>速やかに</u>、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>土曜日、日曜日、祝日、年末年始</u>の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 11 -</p>	<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>1. 測量業務共通仕様書 第12条 提出書類</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、<u>土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下「閉庁日」という。）を除き10日以内に</u>、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>閉庁日を除き10日以内に</u>、完了時は業務完了後、<u>閉庁日を除き10日以内に</u>、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>閉庁日を除き10日間に満たない場合は</u>、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 11 -</p>
<p>〔Ⅱ〕 p24 設計業務共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 第1110条 提出書類</p> <p>○申請期限の改正</p>	<p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後<u>速やかに</u>、登録内容の変更時は変更があった日から<u>速やかに</u>、完了時は業務完了後、<u>速やかに</u>、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>土曜日、日曜日、祝日、年末年始</u>の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 24 -</p>	<p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、<u>土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下「閉庁日」という。）を除き10日以内に</u>、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>閉庁日を除き10日以内に</u>、完了時は業務完了後、<u>閉庁日を除き10日以内に</u>、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>閉庁日を除き10日間に満たない場合は</u>、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 24 -</p>

共通仕様書業務委託編〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕 新旧対照表

改正内容	新（平成27年8月1日）	旧（平成26年10月1日）
<p>〔Ⅱ〕 p494 地質調査業務共通仕様書 第1編 一般調査 第1章 総則 第111条 提出書類</p> <p>○申請期限の改正</p>	<p style="text-align: center;">地質調査業務共通仕様書</p> <p>第1編 一般調査 第1章 総則 第111条 提出書類</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後<u>速やかに</u>_____、登録内容の変更時は変更があった日から<u>速やかに</u>_____、完了時は業務完了後、<u>速やかに</u>_____、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。_____</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日</u>を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">-494-</p>	<p style="text-align: center;">地質調査業務共通仕様書</p> <p>第1編 一般調査 第1章 総則 第111条 提出書類</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、<u>土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下「閉庁日」という。）</u>を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>閉庁日を除き10日以内に</u>、完了時は<u>完了後、閉庁日を除き10日以内に</u>、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。<u>なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のためのお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、_____閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">-494-</p>